

令和 8 年度県立新発田南高等学校 2 学年修学旅行業務
委託業者選定プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度県立新発田南高等学校 2 学年修学旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校 2 学年時に実施する修学旅行の計画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日

2 見積限度額

110,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、旅行実施時まで諸税が増税となった場合等においても予算内であること。

3 資格要件

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可が決定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条、若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条、若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 事前説明会

募集公示後、随時実施する。説明会参加を希望する場合は、令和7年5月8日(木)までに、団体名、参加者名、連絡先電話番号、FAX番号、e-mailアドレスを、FAXでご連絡願います。

5 プロポーザル参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込期限：令和7年5月9日（金）15時【必着】

申 込 先：問合せ先に同じ

方 法：持参又は郵送

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和7年5月12日（月）までに提案資格の確認結果の通知を書面(FAX)で行う。

6 募集要項の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

質問提出期限：令和7年5月8日（木）16時【必着】

申 込 先：問い合わせ先に同じ

提 出 方 法：持参、郵送又はFAX（電話や口頭での質問は受け付けない）

(2) 質問への回答について

回 答 日：令和7年5月12日（月）

回 答 先：上記5により申込みのあった全参加者

7 提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 別紙「委託仕様書」(別紙 1～3)を踏まえ、以下の項目について記載すること

(イ) 提案書は A 4 版とし、15 部用意すること。表紙に「令和 8 年度県立新発田南高等学校 2 学年修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは 10 ポイント以上にすること。

(ウ) 参加者は、1 つの提案しか行うことが出来ない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

イ 旅程表

ウ 見積書

見積もりの総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること（任意様式）。

(2) 提出期限等

期 限：令和 7 年 5 月 15 日（木）12 時【必着】

提出先：問合せ先に同じ

方 法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

8 ヒアリングの実施

提案者は、令和 7 年 5 月 20 日（火）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

9 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価規準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点者を決定する。

(2) 評価規準

項 目	審 査 基 準	配点
企 画 内 容	成果が期待される提案内容か	3 0
業務遂行能力	委託業務を確実にする能力があるか	1 0
	業務の実施体制は整っているか	
事 業 実 績	本業務に対する取組実績	5
経 費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか	5

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程

募 集 公 示：令和7年5月1日（木）
事 前 説 明 会：公示後随時
参 加 申 込：令和7年5月9日（金）15：00
提案資格の審査・確認結果通知：令和7年5月12日（月）
企 画 提 案 書 の 提 出 期 限：令和7年5月15日（木）12：00
ヒ ア リ ン グ 実 施：令和7年5月20日（火）
審 査 委 員 会：令和7年5月20日（火）
契 約：令和7年5月28日（水）

12 契約の締結

県立新発田南高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

（契約書の作成要）ただし、その者が地方自治法施行令167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 問合せ先

〒957-8567 新潟県新発田市大栄町3－6－6
県立新発田南高等学校 担当：伊藤 彩子
電話番号：0254-22-2178 F A X：0254-26-8397

14 その他留意事項

- （1） 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- （2） 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないこととする。
- （3） 提案書等の審査を行う際は、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込を辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または、書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者

別紙

令和 8 年度県立新発田南高等学校 2 学年修学旅行

仕 様 書

1 旅行期間

第 1 希望：令和 8 年 12 月 1 日（火）～12 月 4 日（金）

第 2 希望：令和 8 年 12 月 2 日（水）～12 月 5 日（土）

2 旅行先

東海（伊勢・愛知）・関東方面

3 予定人数

294 人（生徒 283 人 引率教員 11 人）

普通科 3 クラス（123 人）・工業科 5 クラス（160 人）、計 8 クラス

4 予算

生徒一人あたり 110,000 円（税込み）

※ ただし、旅行実施時までには諸税が増税となった場合等においても予算内であること。

5 旅行企画

（1） 次の目的が達成できる旅行企画とすること

ア 「伊勢神宮」をメインとした事前学習し、実際の修学旅行につなげ、日本の文化・歴史に触れる。

イ 東海地方（名古屋・四日市等）の企業・産業見学を通して、地域性や特色を理解する。

ウ 班別自主研修等、少人数で判断し行動することで、生徒の自主性を養成する。

（2） 交通手段について

ア 飛行機や新幹線等を利用する。

イ 移動については、全員が同一の飛行機または新幹線等で移動することが望ましい。

ウ 第 1 日目の集合時刻・場所、第 4 日目の解散時刻・場所は、無理のない場所・時刻になるように計画すること。

(3) 活動形態について

- ア 学年全体で行動し、普通科・工業科に関わらず学年全員の一体感を感じられる活動を含めること。
- イ 生徒の自主性を尊重し、自立を促すために、班別研修等の少人数で判断し行動するような活動を含めること。

(4) 添乗員、看護師について

- ア 各クラス一人以上の添乗員が同行することが望ましい。
- イ 一人以上の看護師が同行する。ただし、現地対応のみも可能とする

(5) その他

- ア 上記仕様以外に、業者独自の付加価値・サービスを提案すること。
- イ 事前学習の企画内容も提案すること。

別紙様式 1

令和 7 年 月 日

県立新発田南高等学校長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

令和 8 年度県立新発田南高等学校 2 学年修学旅行業務
公募型プロポーザル参加申込書

標記の業務について、公募型プロポーザルの参加を申し込みます。

また、下記事項に相違ないことを誓います。

《資格要件に従って記載します》

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) （新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、）県税の未納がないものであること
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可が決定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条、若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条、若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E - m a i l

別紙様式 2

令和 7 年 月 日

県立新発田南高等学校長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

令和 8 年度県立新発田南高等学校 2 学年修学旅行業務
公募型プロポーザル参加辞退書

令和 年 月 日 付けで参加申込を行った標記プロポーザル協議について、下記の理由により参加を辞退します。

理由：